

常任委員会の審査から

※分科会や委員会の質疑内容等は、委員会記録をご覧ください。また、本会議での賛否の状況は、14面の議決結果をご覧ください。
なお、財政総務、文教市民、健康福祉および建設環境の各常任委員会には付託案件はありません。

付託案件

議案第79号 一般会計補正予算(第8号)

市内中小企業を対象店舗として実施するキャッシュレス決済ポイント還元に係る経費や市立小・中学校の給食費補助金など、21億3,862万円の増額補正

議案第80号 一般会計補正予算(第9号)

新型コロナウイルス感染防止用物品の購入等に係る経費など、8億6,874万円の増額補正のほか、債務負担行為(複数年度にわたり支出を予定する事業)補正として、文書管理システム構築・運用保守業務等を追加

予算常任委員会には予算案2件が付託されました。
付託案件および主な審査内容・結果は、次のとおりです。

予算常任委員会
〔審査案件〕
予算関係の議案

議案第79号 一般会計補正予算(第8号)

全員賛成で
承認

※議案第79号は、新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランにおける追加の取り組みに係る予算案であり、少しでも早く支援が届けられるよう、9月2日に予算常任委員会に付託し、翌9月3日の本会議で議決しました。

〈内容〉

○商工振興事業 15億8,760万円

- ①市内中小企業を対象店舗として実施するキャッシュレス決済ポイント還元に係る経費
- ②市内中小企業等に対し、事業計画策定や設備投資を支援するための中小企業等チャレンジ補助金を支給

○小学校給食事業 5億210万円

市立小学校の給食費を令和4年3月まで無償化

○中学校給食事業 4,891万円

市立中学校の給食費を令和4年3月まで半額に減額ならびに食数増に伴う運営経費委託料等の追加

〈賛成意見の概要〉

- 市立小・中学校への給食費支援については、小学校給食の無償化延長については評価するものの、中学校給食は選択制であり、事業の効果も不十分であるが、部分的ながらコロナ禍で収入減に苦しむ世帯への支援につながるため、別の支援策の検討も求め、本案に賛成する。



議案第80号 一般会計補正予算(第9号)

全員賛成で
承認

〈主な内容〉

○庁舎管理事業ほか41事業

3億8,914万円

新型コロナウイルス感染防止用物品の購入等に係る経費(セミセルフレジ導入、自動検温・消毒器設置、自動水栓設置など)

○文書管理事業

1万円

電子決裁機能を有する文書管理システムの構築・運用保守事業者の選定に係る経費



○文化振興事業 330万円

メイシアターにおける地元アーティスト等を支援するためのコンサート実施に係る委託料

○文化会館管理事業 5,357万円

メイシアターにおけるオンライン配信設備導入およびネットワーク整備業務委託料



文化会館(メイシアター)

○税務システム事業 218万円

軽自動車税関係手続きの電子化対応に係る税務システム改修に係る委託料

○障害者就労支援事業 200万円

生活介護事業所等に対し、生産活動の継続および再起に必要な経費を補助

○北大阪健康医療都市推進事業 550万円

健都における産学官民連携によるプラットフォーム構築支援業務委託料

○公共交通施設等対策事業 5,559万円

- ①バス事業者に対し、緊急事態宣言期間中に平日ダイヤでの運行を継続するために要した経費相当額を補助
- ②バス事業者・タクシー事業者に対し、感染症対策経費を補助

○公園等管理事業 4,958万円

公園・遊園における遊具の更新に係る経費



遊具が更新される佐井寺南が丘公園

○教育活動支援事業 1億6,478万円

修学旅行等を延期または中止した場合のキャンセル料や、3密対策のためのバスの増便や宿泊部屋数の増などに要する経費等を補助

○図書館管理事業 1,078万円

図書館利用手続きにおけるWEB申し込みシステム導入等に係る経費

○図書館運営事業 1億1,220万円

電子図書サービスにおける電子書籍の拡充に係る経費

○吹三地区公民館整備事業 253万円

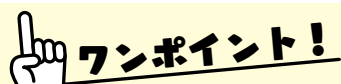
吹三地区公民館現地建て替えに係る用地測量業務委託料



吹三地区公民館

〈賛成意見の概要〉

○市立小・中学校の修学旅行などにおける感染症防止策等への補助については、保護者の経済的負担の軽減を図るものであり、評価するものの、提案時期が遅いと言わざるをえない。来年度も新型コロナウイルス感染症の影響が残る可能性があり、当初予算から同様の補助制度を創設するよう求める。



予算の内容はどうなっているの？



8、9面で予算常任委員会での審査内容をお伝えしました。「予算」とは、一定の期間における収入と支出の見積もりであり、どのような行政サービスが行われるのかを「金額」という形で具体的に表現したものです。市の予算は、市長が調製し、議会の議決を経て成立します。次の七つの事項が地方自治法で定められています。

歳入歳出予算

予算の中心となるもので、一会計年度(4月1日から翌年3月31日までの期間)のすべての収入(「歳入」といいます。)とすべての支出(「歳出」といいます。)を見積もったものです。それぞれ款、項、目、節の順に予算科目により整理されており、款と項は議会の議決対象となっていることから、「議決科目」と呼ばれます。

継続費

履行に数年度を要する事業について、予算としてその経費の総額および年割額(年度別の額)を定め、数年度にわたって支出するものです。



繰越明許費(くりこしめいきょひ)

歳出予算の経費のうち、その性質または予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらない見込みであるものについて、予算として定めることにより、翌年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為

次年度以降に支出を予定している経費について、予算としてその事項、期間および限度額を設定するものです。実際に経費を支出する際には、限度額の範囲内で、次年度以降の各年度において歳出予算を計上する必要があります。

地方債

事業実施の際に資金調達のために負担する債務(長期借入金)のことで、予算として起債(地方債を起こすこと)の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定める必要があります。

一時借入金

一時的な資金不足を補うための借り入れであり、その会計年度の歳入をもって償還しなければならず、予算として最高額を定める必要があります。

歳出予算の各項の経費の金額の流用

歳出予算の経費の金額は、原則、各款の間または各項の間において相互に流用することはありません。しかし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算として定めることで、流用することができます。